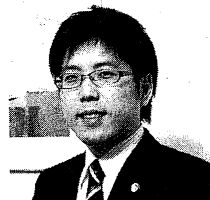


こちら

なんでも法律相談室

弁護士法人サリュ



弁護士 榎木貴之

歩道で自転車と事故 治療費支払い義務は

萩市Zさん

Q

先日、歩道を歩いていたら自転車とぶつかりました。私に目立った怪我はなかったのですが、相手は転倒して怪我をしました。すると、相手方は、私

にも責任があるなどと言ひ、私に対して治療費を請求してきました。私に治療費を支払う義務があるのでしょうか。

A

も、自転車は道路交通法上の「車両」とされているため、原則として車道通行が義務付けられています。

このような法律の原則論を踏まえ、先日、交通事故事件を専門的に扱う裁判所の裁判官らによる討論の中で、新たな指針が示されました。それは、歩道における自転車対歩行者の事故につい

ては、原則として事故の責任は自転車運転者に追わせるべきであるとされるものです。もちろん、これは全裁判官の統一の見解でもなく、この運用が完全に定着しているわけではありませんが、今後の重要な実務上の指針になることに間違いはありません。

自転車は歩道を走るもの。危ないから車道を走るな。そんな認識が一般化している社会の実体とは、必ずしも合致するものではありませんが、むしろ、実社会において歩道上の自転車対歩行者の事故が多発していることを踏まえ、自転車走行に関する誤った認識を是正させる意図が含まれているように思われます。本件においても、

具体的な事故態様が明らかではありませんので、歩行者側の過失が皆無であるかは分かりませんが(過失がなければ、治療費の支払義務もありません)、一般論としては、自転車側の過失が厳しく判断されることになるため、歩行者の過失は否定的な方向に働くものと思われま

【質問を募集】

「なんでも法律相談室」では、法律に関する質問を募集しています。身近な法律の疑問点など何でもご相談下さい。内容によってはお答えできないものもあります。相談、質問は本紙宛、「なんでも法律相談室」係まで、ハガキかメールで送って下さい。